

議案第二十二号

中央区立小学校及び中学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する条例施行規則の一部を改正する規則の制定について
右の議案を提出します。

令和七年五月十四日

提出者 中央区教育委員会教育長 平 林 治 樹

中央区立小学校及び中学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する条例施行規則の一部を改正する規則

中央区立小学校及び中学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する条例施行規則（平成十四年四月中央区教育委員会規則第十号）の一部を次のように改正する。

第七条中「懲役、禁錮」を「拘禁刑」に改める。

附 則

この規則は、令和七年六月一日から施行する。

（説 明）

刑法等の一部を改正する法律（令和四年法律第六十七号）の施行に伴い、懲役及び禁錮が廃止され拘禁刑が創設されるため、教育委員会規則の一部を改正する必要があることから、この議案を提出します。

新旧対照表（抄）

中央区立小学校及び中学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する条例施行規則（平成十四年四月
中央区教育委員会規則第十号）

新	旧
<p>（休業補償を行わない場合）</p> <p>第七条 条例第八条ただし書の教育委員会規則で定める場合は、 拘禁刑 若しくは拘留の刑の執行のため若しくは死刑の言渡しを受けて刑事施設に拘置されている場合、労役場留置の言渡しを受けて労役場に留置されている場合又は法廷等の秩序維持に関する法律（昭和二十七年法律第二百八十六号）第二条の規定による監置の裁判の執行のため監置場に留置されている場合とする。</p> <p>附 則</p> <p>この規則は、令和七年六月一日から施行する。</p>	<p>（休業補償を行わない場合）</p> <p>第七条 条例第八条ただし書の教育委員会規則で定める場合は、 懲役、禁錮若しくは拘留の刑の執行のため若しくは死刑の言渡しを受けて刑事施設に拘置されている場合、労役場留置の言渡しを受けて労役場に留置されている場合又は法廷等の秩序維持に関する法律（昭和二十七年法律第二百八十六号）第二条の規定による監置の裁判の執行のため監置場に留置されている場合とする。</p>